

# 知らなきゃ恥かく 判例の常識(38)

★判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL、FAX、メール等でお問い合わせ下さい。

## 「ジョ」「ジュ」「ズ」「ー(長音)」を含む比較的短い称呼の類否判断

【平成22年(行ケ)第10076号 審決取消請求事件】

本願商標 Jo-Ju

第3類「せっけん類,化粧品,香料等」,第5類「薬剤」

本件は、本願商標が引用各商標と類似するとして請求した無効審判の棄却審決に対する審決取消訴訟である。

本願商標の称呼「ジョ・ジュ」に対して引用各商標は「ジョ・ズ」又は「ジュジュ」なる称呼が生ずることから、類否が争われているが、外観、観念及び指定商品を取り巻く取引の実情を総合して判断し、引用各商標とはいずれも非類似であると判示された。

引例9については取引の実情を解しても厳しい判断のようにも思われる。

指定商品は類似範囲の商品

| 引用番号 | 商標                | 判断   |
|------|-------------------|--|
| 1    | JAWS<br>上手        | 外観が相違し、観念は引用商標から米国映画「ジョーズ」の観念が生じるが本願からは生じないため相違し、称呼についても最後の拍が異なるため、総合的に勘案して非類似   |
| 2    | ジョーズ<br>JOWS      |  |
| 3    | ジョーズ<br>JOES      |  |
| 4    | ジョーズ<br>JAWS      |  |
| 5    | 本訴訟では判断非対象        |  |
| 6    | JUJU              | 称呼については第1拍が異なる、外観は相違する、観念については、本願及び引用各商標からも格別の観念が生じず、一般に、化粧品についてはこだわりをもって購入・使用されることも少なくないので、需要者は購入時に希望する商品かどうか注意確認するため、混同は生じないという取引の実情を総合的に勘案して非類似 |
| 7    | JUJU<br>ジジ        |  |
| 8    | ジジ<br>寿々          |  |
| 9    | JUJU              |  |
| 10   | ジジ<br>ジジ          |  |
| 11   | 寿寿                |  |
| 12   | ジジ<br>JEJE<br>コロン |  |
| 13   | ジュジュ              |  |
| 14   | ジュジュ              |  |

詳細についての問い合わせ：  
弁理士・光野 文子



## 「頒布された刊行物」とは？

【H22.6.29 知財高裁  
平成21(行ケ)10323 審決取消請求事件】

### <事件の概要>

本件は、製品(洗濯機)の販売・配送・施工・修理等を行うサービス業者等の便宜のために作成されたテクニカルガイド(甲1)の当該サービス業者等への配布が、刊行物の頒布に該当しないとした特許庁の審決に対し争われた事案である。

### <裁判所の判断>

裁判所は、『特許法29条1項3号所定の「刊行物」を「頒布」とするとは、不特定の者に向けて、秘密を守る義務のない態様で、文書、図面その他これに類する情報伝達媒体を頒布することを指す。』と述べた上で、頒布の対象者及び秘密保持契約の有無の観点から甲1のテクニカルガイドにつき検討した。

頒布の対象者：『甲1のテクニカルガイドについて、通し番号を付すなどして管理されていたことや、配布先を特定して管理されていたこと、又は第三者への再頒布や開示が禁止されていたこと等の事実を認めることはできない。そうすると、甲1の配布の対象者なし所持者は、不特定の者であったと解するのが相当である。』

秘密保持契約の有無：『甲1の記載のすべて又は一部について、明示の秘密保持契約を締結した事実を認めることはできない。甲1のようなテクニカルガイドは、サービス業者の便宜のために頒布されるものであって、顧客(消費者)に交付されることは想定されていない。しかし、そのような趣旨で作成されたものであったとしても、そのことから直ちに、甲1について秘密保持契約が締結されていたと認定することはできない。のみならず、甲1について、黙示にも秘密保持契約が締結されていたと認定することはできない。すなわち、甲1には、以下のとおり、公知の事項が多数含まれており、仮に、秘密保持契約を締結するのであれば、守秘義務の対象を特定するのが自然であるが、秘密として取り扱うべき事項の特定がされた形跡はない。…甲1の記載には、設置要領、電器回路図、分解要領、故障診断、部品の標準卸価格と定価など、顧客(消費者)に知らせる必要のない事項等が含まれている。しかし、このような事項であっても、顧客(消費者)に開示されたからといって、製造業者及びサービス業者の業務に支障を来すものとはいえず、また、前記のとおり、上記情報を秘密として取り扱うべき旨を指示した記載がされていないことを総合すると、上記事項に秘密性はない。』

### <コメント>

無効主張のためにやっと見つけ出した文書が、頒布刊行物として証拠使用できるか微妙な場合がある。検討の際には、公開性・情報性・頒布性がポイントとなるが、特に公開性・頒布性については、頒布の対象者やその管理、明示の若しくは黙示の秘密保持契約の有無の観点が重要であることを改めて認識させられた事案である。

詳細についての問い合わせ：  
弁理士・黒木 義樹

